

【介護分野就職支援金貸付事業】
貸付対象事業実施証明書等の作成における注意事項

貸付対象事業実施証明書等の書類は、高知県社会福祉協議会介護分野就職支援金の申込みにおける必要書類です。借入申込者等から作成を依頼された施設・事業所のご担当者におかれましては、下記の点にご注意いただきますようお願ひいたします。

- 「施設・事業所名」には、借入申込者が実際に勤務する施設・事業所を記入ください。
- 貸付対象となる事業所は、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日付社援0507第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に定める事業所です。（下表参照）

根拠法	サービス種別
居宅サービス等（介護保険法第23条に規定する居宅サービス等をいう）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イ）若しくは第一号通所事業（同号ロ）を実施する事業所	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護・訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護・通所介護・通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション・短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）・介護福祉施設サービス（介護老人福祉施設）・介護保健施設サービス（介護老人保健施設）・介護医療院サービス（介護医療院）・第一号訪問事業・第一号通所事業

- 「職種」は、主たる業務が介護等の業務である者が対象です。
- 雇用形態や雇用契約上の勤務日数・時間数の定めはありませんが、高知県の区域内において、2年の間（730日以上かつ業務に従事した日数が360日以上）、引き続き、介護職員等の業務に従事した場合でないと、返還免除を受けることはできませんのでご注意ください。
- 提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者に問合せさせていただくことがあることをあらかじめご了承ください。
- 記載にあたって不明な点があれば、高知県社会福祉協議会福祉資金課までお問合せください。